

鹿沼市消防団
消防団活動・安全管理マニュアル



令和6年4月
鹿沼市消防団

目 次

第1節 総則

- 1 はじめに 1

第2節 平常時

- 1 消防団員の心構え 1
- 2 貸与品の管理 2
- 3 資機材等の維持管理 2

第3節 指揮系統、組織体制

- 1 火災出動時 2
- 2 水防出動時 3
- 3 震災等の大規模災害出動時 4
- 4 その他の災害出動時 4

第4節 権限と義務

- 1 消防団員の主な権限と義務 4

第5節 火災編

- 1 火災出動 5
- 2 火災防ぎよ 6
- 3 火災種別ごとの戦術重点事項 11
- 4 安全管理 12

第6節 水防編

- 1 水防出動 14
- 2 水防活動 14
- 3 安全管理 15

第7節 捜索活動編

- 1 活動と安全管理 18

第8節 震災編

- 1 活動内容 18
- 2 安全管理 18

第1節 総則

1 はじめに

消防団の任務は、市民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することである。

当市消防団も、その特性である地域密着性、要因動員力、即時対応力を活かし、数々の災害から市民の安全安心を守ってきた。

しかし、近年は建物構造の変化により、従来の消防戦術では効果的な消火活動が困難な事案が予想され、異常気象に伴う自然災害が全国至るところで発生し、本市においても甚大な被害をもたらしている。

このような事から、本マニュアルは、各種災害現場での消防団活動と安全管理について明確化することで、すべての消防団員が安全にかつ現有する消防力と組織力を最大限に発揮させることを目的とし、全消防団員の活動の手引きになるよう作成に至った。

本マニュアルにより多くの消防団員がより安全で効果的な活動ができるよう期待をするとともに、定期的に見直しを行い、より効果的かつ実効性の高いものにしていくことを願う。



第2節 平常時

1 消防団員の心構え

「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防団員は地域住民をあらゆる災害から守るために組織されている。地域住民にとっては最も身近な防災リーダーとして頼りになる存在である。常に防災意識を高く保つとともに、適時訓練等を実施し、出動時に万全を期せるよう心掛けること。

また、消防団員は非常勤特別職の地方公務員と位置づけられていることから、平時の行動にも鹿沼市の消防団員であることを忘れず、市民から誤解を招くことがないように行動すること。

2 貸与品の管理

消防団員は貸与品の日常管理を心掛けること。

3 資機材等の維持管理

災害発生時の迅速な消防活動のためには、車両や資機材の適切な維持管理が不可欠である。部長を中心に、機械器具の適正管理や点検を定期的実施するとともに、取扱訓練なども随時行うこと。

ここがポイント！

(1) 資機材の点検

年2回の資機材点検については「積載品等員数点検表」に記入するとともに、それ以外にも定期的に点検等を行い、維持管理に努めること。

なお、不足や不備があった場合は、速やかに消防本部に報告すること。

ここがポイント！

(2) 車両、ポンプの点検

車両やポンプは、消防活動の安全運行に欠かせないものである。毎月1回以上はポンプの作動試験や車両点検を行い「車両等点検表」に記録し、また有事の際に迅速に対応できるよう努めること。

なお、異常を発見した場合は、速やかに消防本部に報告すること。

第3節 指揮系統、組織体制

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。(消防組織法第18条第3項)

1 火災出動時

火災出動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。指示がある場合は消防本部・署の指揮の下活動すること。

階 級	指揮・任務内容
団長 副団長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。 本部職員と連絡調整を行い、活動方針等の決定を行う。 消防団指揮本部の運営を行う。
本部分団長 (方面隊長)	正副団長を補佐にあたる。 担当方面隊の統括指揮と安全管理について指示する。 必要に応じ消防団指揮本部の運営を行う。 水利部署、中継態勢、筒先配備の指示と把握に努める。
分団長 副分団長	分団の統括指揮と安全管理について指示をする。 団本部からの指示を分団員に周知させる。 本部職員と活動の連絡調整を行い、分団員に周知させる。

	水利部署、中継態勢、通先配備等の指示と把握に努める。
部長 班長	部班の統括指揮と安全管理について指示する。 上司の指示等を部班員に周知させる。 効果的な水利部署、筒先配備を心掛けること。 活動支援（警戒区域の設定、飛び火警戒、照明確保など）を積極的に指示すること。
団員	上司の命を受け、その任務に従事する。

【参考：消防団無線運用概要】

所 属	使用CH			備 考
	火災時	水防時	その他	
団本部	30	30	30	団活動車含む
第1分団	30	1	1	<p>1. 緊急連絡時は、冒頭に「至急、至急」をコールする。 緊急連絡コールが送信された場合は、全無線機は送信を停止し、発信局の傍受体制をとること。</p> <p>2. 火災規模等によっては、団本部の指示で30CH以外の使用CHを指定し、通信体制の効率化を図ること。</p> <p>3. その他とは、分団部単位での訓練、地域事業支援、及び震災等大規模災害時など。</p>
第2分団	30	2	2	
第3分団	30	3	3	
第4分団	30	4	4	
第5分団	30	5	5	
第6分団	30	6	6	
第7分団	30	7	7	
第8分団	30	8	8	
第9分団	30	9	9	
第10分団	30	10	10	
第11分団	30	11	11	
第12分団	30	12	12	
第13分団	30	13	13	
第14分団	30	14	14	
上殿（本署）	30	30	30	
東・栗野・北	30	30	30	

※15CH（呼出CH）は、原則使用しない。

2 水防出動時

水防出動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。指示がある場合は消防本部の指揮の下活動すること。

階級	指揮・任務内容
----	---------

団長 (副水防長) 副団長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。 水防本部と連携し、各活動の方針等の決定を行う。 各活動の情報を整理し、水防本部への伝達を行う。
本部分団長 (方面隊長)	団本部からの指示を各分団長に連絡周知させるとともに、各分団の活動状況などを把握し、情報を整理する。 必要な場合は現場出動し、現場指揮をとる。 分署に駐在し活動調整及び団本部への状況報告を行う。
分団長 副分団長	分団の統括指揮と安全管理について指示をする。 本部職員と活動の連絡調整を行い、分団員に周知させる。 団本部からの指示を分団員に周知させる。 被害及び活動状況等を団本部へ報告する。
部長 班長	部班員の統括指揮と安全管理について指示をする。 上司の指示等を部班員に周知させる。 被害及び活動状況等を分団長へ報告する。
団員	上司の命を受け、その任務に従事する。

3 震災等の大規模災害出動時

震災や自然災害等による大規模災害時は同時多発的かつ広域に被害が発生することが予想される。よって指揮系統、組織体制は水防出動時の指揮、任務内容に準じること。団本部員は消防本部または各分署に参集し状況及び情報の収集を行い、統括指揮にあたること。

ここがポイント！

4 その他の災害出動時

上記以外の出動の際は火災出動時の指揮、任務内容に準じること。

ここがポイント！

第4節 権限と義務

1 消防団員の主な権限と義務

消防団員には任務遂行の為、必要な権限が与えられている。下記権限を十分に理解し、有効に活用すること。

緊急通行権	・火災現場に一刻も早く到着するために、一般交通の用に供しない道路や空地などを通行することができる。
優先通行権	・消防車両が災害現場に出動する際は、他の車両等に優先して通行する

	ことができる。
緊急措置権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防活動に必要な時は消防対象物やその土地を使用、処分、使用の制限などができる。 ・ 緊急の必要がある時は火災現場付近の者に消防活動の協力依頼し従事させることができる。
消防警戒区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火活動を効率的に行うために、一定の区域内の立入りや交通の制限ができる。 
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防対象物の関係者に建物構造や、逃げ遅れの有無など消防活動に必要な情報を求めることができる。

消防団員には義務も課せられている。下記の義務を必ず遵守すること。

守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これはその職を退いた後も同様となる。
------	--

第5節 火災編

1 火災出動

(1) 出動体制

出動計画表に基づくこと。



(2) 出動

① 出動準備

防火衣など火災活動に必要な装備を着装し、最低2名以上で出動すること。

② 消防車での出動

緊急走行時は、次の点において留意すること。

ア サイレン吹鳴(警鐘含む)し、赤色灯、前照灯及び標識灯を点灯すること。

イ 緊急通行権や優先通行権を過信せず、常に安全確認を配慮するものとし、交差点等への進入時は必ず徐行や一時停止し周囲の確認を行うこと。

ウ 交差点等進入時や一般車両を追越す場合は、モーターサイレンや

拡声装置を活用し周囲の状況を乗員全員で確認すること。

ここがポイント！

エ 現場に到着した際は、他車両の通行の支障にならないよう停車し、車輪止めを使用して、事故防止に努めること。

オ 緊急走行中でも、無理な進入や追越しは慎むこと。

③ 個人での出動

個人の車で災害現場へ向かうときは、次の点において留意すること。

- ア 個々に災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通ルールを厳守し、安全かつ確実に現場に到着すること。
- イ 自家用車で現場付近の駐車は、消防車両等の緊急車両の進入、移動等の障害にならないよう特に注意すること。

ここがポイント！

- ウ 必要な場合は「駐車カード」をフロントガラス部に表示させること。
- エ 私服等で安全な装備をしていない場合は、決して無理な活動は行わず、安全装備した団員と交代し、後方支援にあたること。

2 火災防ぎよ

火災現場では水利確保を最優先とし、中継態勢又は放水態勢を早期に構築すること。 燃焼物に対し包囲するよう各筒先を配備することは勿論、延焼拡大阻止の観点から、筒先の配備は隣接建物や、風下側、上階への延焼阻止などを特に意識し活動すること。 また、消防警戒区域設定を効果的に活用し、消防活動の効率化に努めること。

ここがポイント！

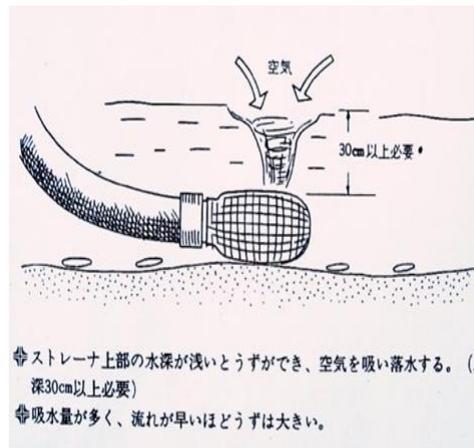
(1) 水利部署

- ① 水利部署時は車両のハザードを点灯し、停車の旨を周囲に知らせること。
- ② 消火栓からの水利部署は、吸管結合前に捨て水を行うことで砂利やさび水を消火栓放口から除去し、ポンプ等の破損を防ぐこと。
- ③ 吸管伸長は折れに注意し、結合時は必ず結合の確認動作を実施すること。
- ④ 防火水槽や自然水利への水利部署は、原則2名以上で吸管の延長や投入を行うこと。また、控え綱を活用し吸管の操作や固定を実施すること。
- ⑤ 可搬ポンプでの水利部署は極力平らな場所を選択するか、必要ならロープ等でポンプの固定を行うこと。
- ⑥ 濁水期等は川止めの活用や、スコップ等による川底の掘下げを行い水深の確保に努めること。
- ⑦ 消火栓の開閉操作はゆっくり行うこと。

【参考】防火水槽及び自然水利への吸管投入のポイント

ここがポイント！

- ・ 吸水の落差（ポンプから水利までの垂直距離）は7m以内を目安にすること。
- ・ 水利までの距離がある場合は、吸管を2本連結すること。
- ・ ストレーナー部は水面下30cm以上深く潜らせること。
- ・ 吸管の向きは上流側に向けること。
- ・ ストレーナー上部に渦が出来たら、放水圧を下げるか掘下げを行うこと。
- ・ ストレーナー部が浮き上がる場合は、バールやホース等を重しにすること。



【揚水できない場合は・・・】

- ① ポンプレバーが入っているか確認
- ② 吸水口の開いているかを確認
- ③ 各コック、バルブの閉まっているかを確認。
- ④ 吸管がしっかり、沈んでいるかを確認

※あわてないで、一つ一つを確認していくのがポイント。

- ① ホース搬送時は3点支持を原則とし、特に金具部を保持し、ホースの垂れ下がりが
ないよう搬送すること。
- ② ホース結合時は必ず結合確認動作を行い、通水による離脱が無いようにすること。
- ③ ホースの折れ曲がり、放水圧の低下に直結するため、ホースは極力、折れ曲がり
がない様に延長すること。
- ④ ホースは極力道路脇や歩道に延長し、後着隊や一般車両に支障がないよう心掛ける
こと。
- ⑤ ホースが道路を横断する場合は、ホースブリッジ等を積極的に
活用し後続車両や一般車両等の支障にならないよう努めること。
また人員を配置しホースやホースブリッジの整理監視に充てること。

ここがポイント！

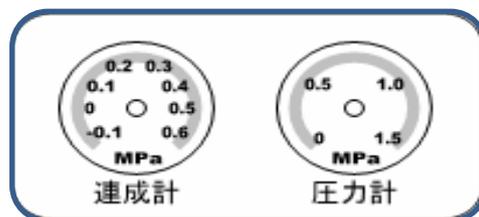
(2) ポンプ運用

- ① 機関員は伝令や無線を活用し、筒先や中継先の状況を常時把握すること。
- ② 常に圧力計や連成計を注視しながら、効果的なポンプ運用に努めること。
- ③ 各コックの開閉やスロットル操作は、急激な圧力の上昇などが無いよう、各操作は
ゆっくりと行うこと。
- ④ 長時間に及ぶ活動の際は、車両やポンプの燃料の確認を定期的実施し、不足する
前に上司に報告すること。

【参考】ポンプ計器の見方

連成計

- ・ポンプから出る水量とポンプに入る水量のバランスを示している。
- ・入る水の量が多い場合はプラスに動き、出る水が多いとマイナスに傾く。
- ・マイナス側へ傾いた場合は放水圧力を下げる等の対応が必要。



ここがポイント！

【消火栓使用時、中継ポンプとして使用時】

- ① 揚水するとプラス方向へ傾く。
- ② 放水圧を上げると、徐々に0に近づいていく。
- ③ マイナスに傾くとキャビテーションが発生し、ポンプの故障や水道管の破損に繋がる。指針は0以下にしないこと。

【防火水槽、自然水利使用時】

- ① 真空ポンプを作動すると、マイナス側に傾く。
(真空ポンプ作動時はマイナス側へ傾き、揚水完了後0付近に戻る。)
- ② 放水圧を上げると、更にマイナス側へ傾く。
- ③ -0.1 MPa まで指針が傾くとキャビテーションが発生し、ポンプの故障の原因となる。

圧力計

- ・圧力計はポンプの吐出側に取りつけられ、放水圧力を示している。
- ・放水圧力（送水圧力）は0.3~0.5MPa程度が一般的。
- ・筒先の開閉などで、一時的に圧力の上昇が見られる。

参 考

【放水圧力】 0.1MPa(メガパスカル) ≒ 1kg/cm² (キロ)

【放水量】 0.3MPa~0.5MPa 放水時 ≒ 500L~650L

ここがポイント！

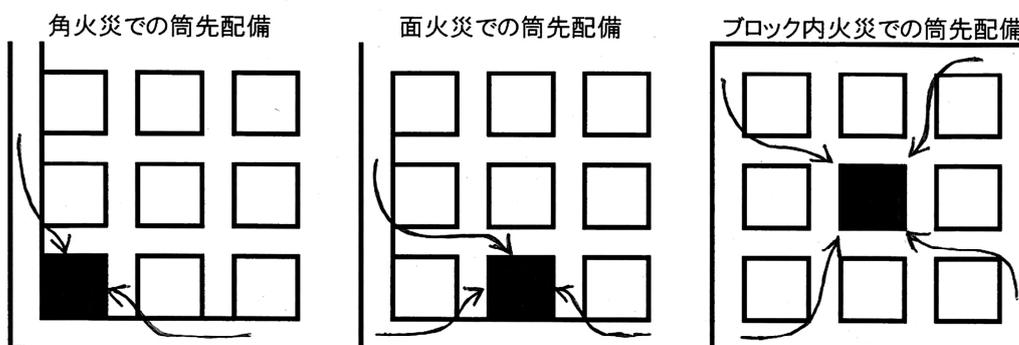
(3) 放水(筒先配備)

- ① 原則として2名以上で筒先を担当し、延焼危険が高い面を優先に放水し延焼を阻止すること。(最終的には包囲するよう筒先配備)
- ② 余裕ホースを必ずとり筒先部署の効果的な移動や、危険時の退避が速やかに行えるようにすること。

- ③ 積極的に筒先部署位置を変更し、より効果的な位置から放水すること。
- ④ 分岐金具により筒先を2口にする場合は、片方の筒先を閉鎖すると、強烈な水圧がもう片方の筒先にかかってしまう。分岐による2口放水の場合は、機関員と両筒先が必ず連絡を取りあい、水圧と筒先の開閉の調整を行うこと。
- ⑤ 消火活動の展開により筒先統制が行われる場合は、常備消防や各指揮者からの指示に従うこと。
- ⑥ 隣接建物等には定期的に冷却放水を行うことで延焼を防止すること。
- ⑦ 工場火災等で燃焼実態が不明確な場合は、やみくもな放水を避け、確実な情報を得るまでは延焼防止活動のみに専念すること。(注水禁止物質の貯蔵の可能性)

ここがポイント！

【参考】筒先配備の基本



筒先配備の鉄則は、火災建物の背面、側面を先行防御し、延焼拡大の阻止が基本となる。

(4) 伝令

各部署に伝令員の配置や、トランシーバー等を活用し、水圧の状況や相互の活動状況を把握し、事故防止に努めること。

(5) 活動支援

延長ホースの整理、照明の設置、交通誘導、飛び火警戒、堆積物などの搬出など、これらを積極的に行い安全活動の徹底に努めること。

(6) 残火処理

- ① 決して再燃しないよう、徹底した消火にあたること。
- ② 水損の恐れがある場合は過度な放水は避けること。
- ③ 出火元など鎮火後の原因調査が行われる恐れのある場所は、現場保存を心掛けること。
- ④ 布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いため、屋外に搬出して十分に注水すること。

ここがポイント！

(7) 撤収

- ① 使用した資機材の積み忘れがないよう、出場団員全員で積載の確認を行うこと。
- ② 走行中に落下しないよう確実に積載すること。特に可搬ポンプのロック等は確認を怠ら

ないこと。

ここがポイント！

- ③ 消火栓、防火水槽使用後は蓋の閉鎖を確実にすること。
- ④ 防火水槽使用時は給水の必要があるため、団本部または本部職員に報告すること。
- ⑤ 各車庫に到着後は、次の出動に備え燃料の確認やポンプの手入れ、資機材等の数量確認を実施し出動に備えること。

ここがポイント！

【参考】活動後のポンプ手入れ

- ・ 各コック、バルブを開け完全な水抜きの実施→（配管の腐食防止）
- ・ 真空ポンプの空運転（夏3回、冬5回以上）→（ポンプ内の腐食防止）
- ・ グランドパッキン等へのグリスアップ→（ポンプ等の気密、潤滑保持）
- ・ 冬季は必要に応じ不凍液の吸入→（ポンプの凍結防止）
- ・ 燃料、オイル量の確認、補充→（ポンプの維持管理）
- ・ 自然水利揚水時はポンプや配管内の泥吐き→（ポンプの損傷防止、異物除去）
（直近の署にて消火栓によるポンプや配管の洗浄）

（8）消防団指揮本部の設置

団本部員は必要に応じて消防団指揮本部を設置し、下記の内容を行う。

- ① 本部職員と連携し活動方針の決定。
- ② 水利部署及び中継態勢について。
- ③ 出場団員の活動及び安全管理の指揮監督について。
- ④ 災害状況及び活動状況の情報収集について。
- ⑤ 交代要員の時期や人数等の連絡調整について。
- ⑥ 鎮火後の警戒や巡視の調整について。

ここがポイント！



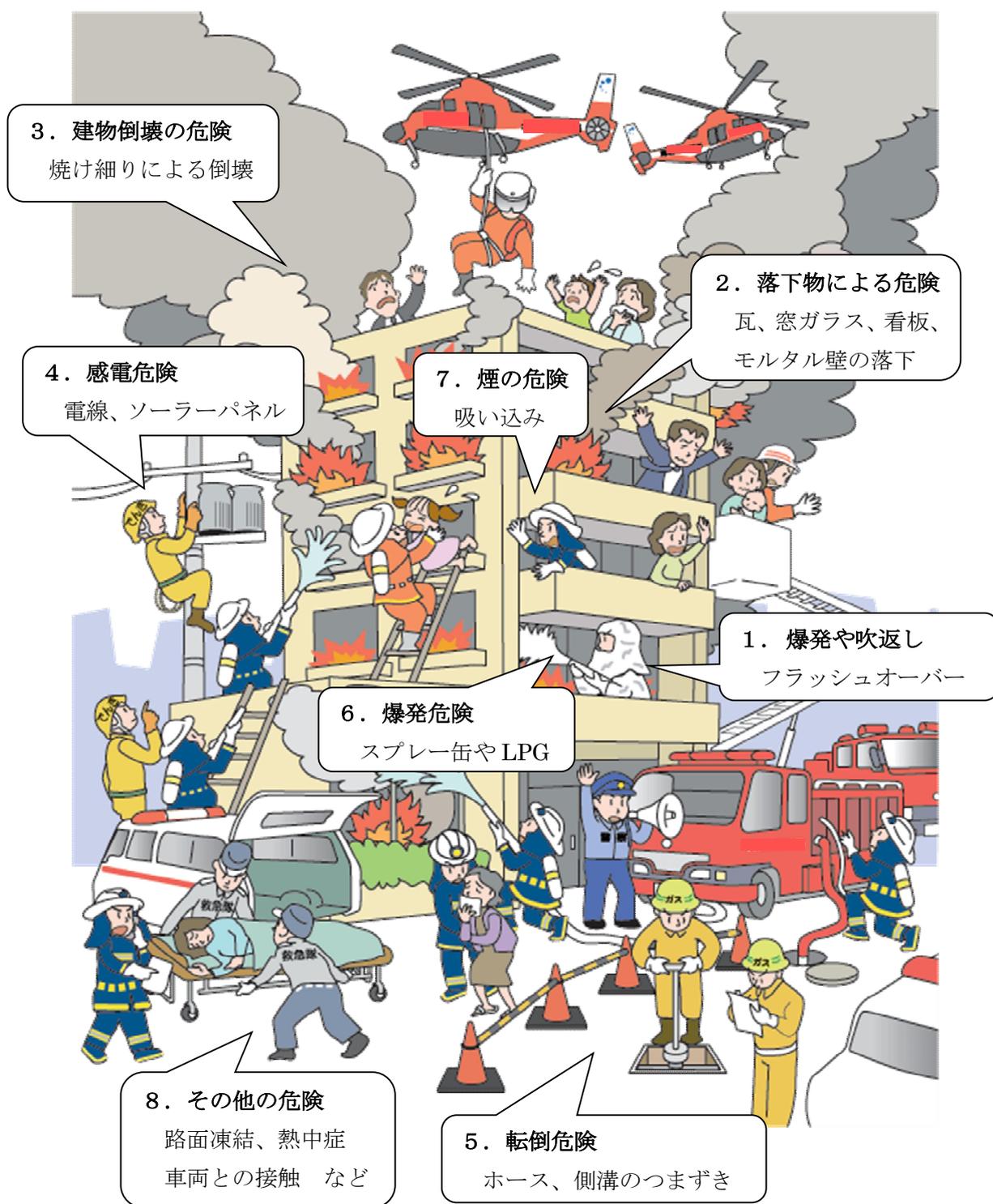
3 火災種別ごとの戦術重点事項

ここがポイント！

<p>一般建物火災</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包囲戦術を原則とし、各面に筒先配備を行うこと。 ・延焼危険の高い面を優先し筒先配備を行うこと。 ・消防力優勢の際は、積極的に火点に放水すること。 ・消防力劣勢の際は、他への延焼阻止を優先すること。 ・必要な開口部を作り、効果的な放水を行うこと。 ・むやみな放水による水損に注意すること。 
<p>耐火建物火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション ・ビル ・鉄筋建物等 	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向戦術を基本とし、排煙や熱層の放出に重点を置くこと。 ・開口部からの上階への延焼拡大を防御すること。 ・むやみな放水による水損に注意すること。 ・筒先統制等の指示に従い、本部や各隊との連携に努めること。 
<p>その他火災</p> <p>枯草火災</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼速度が速いため、特に風下側への車両部署、筒先部署を心掛けること。 ・焼け残りによるホースの損傷やバーストに注意すること。 ・飛び火による火点の拡散に注意し、飛び火警戒などを積極的に行うこと。
<p>林野火災</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各隊と連携し中継態勢の早期構築に努めること。 ・長時間耐えうる水利の確保に努めること。 ・燃え止まりからの消火に心掛けること。 ・民家等がある場合は、優先的に防御線を構築すること。 ・燃料等の残量に注意すること。 

4 安全管理

火災現場では、数多くの危険が潜んでいる。常に注意を払い危険回避に努めるとともに、階級上位の者は常に活動等を監視しながら、部下の安全管理について指揮監督すること。



(1) 落下物による危険

瓦、窓ガラス等、上部からの落下物に注意し、確実なヘルメットの着用と、火災建物の真下にはいないこと。また、建物上部での破壊活動や除去活動の際は必ず周囲に周知してから作業を行うこと。

ここがポイント！

(2) 建物の倒壊による危険

火災建物は焼け細り等による倒壊の危険性が著しく高まる。活動の際は、監視員の配置や危険箇所の周知を徹底すること。また、必要な場合は警戒テープや警笛などを積極的に活用すること。

ここがポイント！

(3) 感電による危険

送電中の電線等への直接放水は絶対に行わないこと。また、近年はソーラーパネルや住宅用蓄電池の普及に伴い、電源が遮断されても蓄電している物もあるため、むやみな放水は決してしないこと。

(4) 転倒による危険

火災現場はがれきやホース等の資機材で足元が悪く、夜間の場合は更に視界不良になり転倒による事故の危険性が高まる。足元の確認を怠らず、照明等を積極的に活用し視界確保に努めること。

(5) 爆発の危険

一般住宅ではスプレー缶等による爆発危険が潜在する。防火衣を完全着装し肌の露出を極力控えること。また、工場火災では注水禁止物質の貯蔵も考えられる。放水による爆発等も考えられるため、必ず消防本部の指示に従い活動すること。

ここがポイント！

(6) 煙による危険

現代の建物には不燃材などが多数使用され、火災時に発生する煙には人体に有害な物質が多く含まれている。極力煙の吸い込みが無い様注意するとともに、必要なら噴霧放水による煙の排除を行うこと。

ここがポイント！

(7) その他の危険

火災現場では上記の他にも凍結によるスリップや、熱中症の危険性、釘の踏抜きや一般車両との接触など様々な危険が点在する。団員各自が常に安全管理を意識するのは勿論、階級上位の者は常に部下の活動状況を把握し、必要なら指示や監視員の配置を適時行うこと。

【参考】家庭用プロパンガス（LPG）ボンベの対応

ここがポイント！

◆家庭用LPGボンベから火炎が噴出している場合◆

ボンベ自体を冷却放水しガスが無くなるのを待つ。(ボンベ自体が熱されていなければ爆発はしない) 火炎を消火するとプロパンガスが放出し引火爆発の危険があるため火炎は決して消さないこと。場合によっては火炎噴出のままボンベの移動を行うこともある。

第6節 水防編

1 水防出動

(1) 出動体制

- ① 水防本部設置により出場の要請を受けた時。
- ② 消防本部より河川巡視等の要請を受けた時。
- ③ その他、出動の必要がある場合。



(2) 出動

① 出動準備

雨衣、ライフジャケットなど、水防活動に必要な装備を着装し最低2名以上で出動する。

② 消防車での出動

緊急走行は、火災出動に準じ注意するほか、次の点においても留意する。

ア 豪雨の際は極端に視界が不良になるため、緊急走行でも焦らず周囲や道路状況に特に注意して走行する。

ここがポイント！

イ 冠水した路面では車両の水没危険が伴うため、水深の不明な位置では団員を先行させ、水深を確認してから走行する。また、走行が困難なほどの冠水状況の時は無理せず車両を停車させること。

ウ 山際や崖際などに部署した際は、崖崩れなどに車両が巻き込まれないよう、安全だと思われる位置までの移動や、団員を車両に配置させ緊急時は退避できるよう考慮する。

エ 河川偵察の為、川沿いの道路を走行する際は、土手の洗掘などに注意しむやみに近寄らないこと。

③ 個人での出動

個人の車で水防現場へ向かうときは、次の点において留意すること。

ア 消防車での出動と同様な点に留意する。

イ 緊急車両の妨げにならないよう部署する。

ウ 各分団、各部ごとに安全な参集場所を連絡調整し、水防活動に移行すること。

2 水防活動

近年の異常気象に伴い、豪雨被害は頻発している。これらに伴う河川巡視や水防活動、避難誘導などは今後も増加すると見込まれる。

局地的集中豪雨は同時多発的に水害を発生させるため、水防本部と各分団、関係機関との更なる連携強化が求められる。また、各地区のコミセン等に活動拠点を置くことで、分団単位での指揮系統や情報共有をすることが、被害を軽減し円滑な水防活動に繋がる。

(1) 出動基準

- ① 水防本部設置により出場の要請を受けた時。
- ② 消防本部より河川巡視等の要請を受けた時。
- ③ その他、出動の必要がある場合。

ここがポイント！

(2) 活動内容

① 巡視活動

- ア 河川等を中心に水位の巡視を行うこと。
- イ 水位の報告は団本部などを通し水防本部へ随時報告すること。
- ウ 道路の冠水状況、崖崩れ、洗掘箇所等の情報は随時団本部へ報告するとともに、カメラ等を活用し記録すること。
- エ 通行等に危険がある場所を発見した際は、団本部へ報告後、交通規制や警戒テープを活用した注意喚起を行うこと。

ここがポイント！

② 水防活動

- ア 住宅への浸水の恐れがある場合は積み土のうにより、浸水を防ぐこと。
- イ 川岸が洗掘による被害を受けている場合は木流し工法により、被害の軽減を図ること。
- ウ その他、被害の軽減を目的とする活動を実施すること。
- エ 可能な場合は活動状況等をカメラ等で記録すること。

③ 避難誘導

- ア 水防本部、団本部の指示又は、危険と判断した場合は区域の居住者、滞在者その他の者の避難誘導を実施すること。
- イ 必要な場合は消防車に同乗させ避難誘導を実施すること。
- ウ 必要な場合はボートによる避難誘導を実施すること。
- エ 状況により垂直避難（上階への避難）を促すこと。

④ 警戒区域の実施

- ア 車両の通行危険や土砂災害などが予測される場合は、警戒テープや車両等を活用し警戒区域を設定し立入の規制を行う。
- イ 警戒区域を設定した場合は、直ちに団本部へ報告するものとする。

⑤ 広報活動

- ア 指示があった場合は、避難や状況について車載マイクなどを活用し、広報すること。
- イ 特別警報や避難指示などが発令された場合は、水防本部の指示により各部のサイレン吹鳴装置による広報をすること。

ここがポイント！

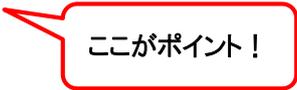
⑥ 水防活動報告

- ア 消防団単独で水防活動を実施する場合は、速やかに団本部へ報告をすること。
- イ 可能な場合は、被害状況及び活動状況をカメラ等で記録すること。
- ウ 記録としての画像は決して消防関係機関以外には公開しないこと。

3 安全管理

- (1) 万一の河川落下に備え救命胴衣を必ず着用すること。
- (2) 河川に接近した活動が必要な場合は、命綱等により落下や転落の防止措置を行うこと。
- (3) 危険箇所での安全監視員の配置や、夜間は照明を積極的に活用すること。

- (4) 河川際での水防活動時は河川側を背にして活動しないこと。
- (5) 洗掘箇所などの危険箇所は警戒テープなどで全員に危険を周知、又は進入の規制を図ること。
- (6) 冠水箇所では側溝や堀の視認が困難になるため、とび口等を活用して転落転倒の防止を図ること。
- (7) 土砂災害の前兆現象が見られる場合は、市民の避難、自隊の退避及び車両の移動を至急行うこと。



【参考】警報などの種類

大雨特別警報	警報の範囲を大きく上回り、数十年に一度の降雨量となる大雨による浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想される場合に発表。
大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせる情報。

【参考】避難情報に関するガイドライン

警戒レベル	避難情報	内 容
5	緊急安全確保	すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
4	避難指示	危険な場所から全員避難のタイミングです。
3	高齢者等避難	危険な場所に住んでいる、高齢者や障害のある人など避難に時間がかかる人が避難を開始するタイミングです。

※危険な場所とは、浸水想定区域や土砂災害警戒（特別）区域等をいう。

【参考】土砂災害の前兆現象

種類	土砂災害発生の危険性		
	注意	警戒	即避難
土石流	流水の異常な濁り	流木発生 渓流内の転石の音	山鳴り・地鳴り 水位の急激な低下
崖崩れ	湧水量の増加	小石がぱらぱら落下 湧水の濁り	小石がぱらぱら落下 亀裂の発生
地滑り	湧水量の増加 井戸水の濁り	亀裂の発生 木の根の切れる音	山鳴り・地鳴り

【参考】 水位標所在地と監視担当分団

本市における知事並びに市長において管理する水位標の監視人は、次のとおりとする。

番号	設置別	河川名	所在地		消防団 待機水 位(m)	氾濫注意 水位(m)	水 位 監 視 人
			町 名	場 所			
①	市・県	黒川	板荷	堂坂橋	1.20	1.30	第8分団員 県職員
②	県	黒川	府中町	府中橋	3.00	3.70	第1分団員 県職員
③	市	黒川	日光奈良部町	黒川橋	1.10	1.30	第3分団員
④	市	大芦川	草久	鹿ノ入橋	1.30	2.00	第7分団員
⑤	県	大芦川	上日向	御幣岩橋	1.50	2.00	第5分団員 県職員
⑥	市・県	大芦川	下南摩町	赤石橋	2.30	2.50	第9分団員 県職員
⑦	市・県	荒井川	加園	中山橋	1.10	1.20	第6分団員 県職員
⑧	市	南摩川	西沢町	豊年橋	1.20	1.50	第9分団員
⑨	市・県	武子川	仁神堂町	仁神堂橋	1.70	2.00	第2分団員 県職員
⑩	県	武子川	深津	武子川橋	0.80	1.40	第4分団員 県職員
⑪	県	思川	口栗野	天満橋上流	0.90	1.20	第11分団員 県職員
⑫	市・県	栗野川	〃	清瀬橋	0.90	1.20	第11分団員 県職員
⑬	市	思川	〃	向寺橋	0.90	1.20	第11分団員
⑭	県	小藪川	西鹿沼町	元三吉橋下流			第1分団員 県職員
⑮	県	小藪川	〃	渋染橋			第1分団員 県職員
⑯	県	小藪川	西鹿沼町・ 三幸町	梵天橋			第1分団員 県職員
⑰	県	小藪川	塩山町	小藪橋			第3分団員 県職員
⑱	県	小藪川	西鹿沼町	露取橋			第1分団員 県職員
⑲	県	思川	深程	清南橋			第14分団員 県職員
⑳	県	黒川	藤江町	榆木橋			第10分団員 県職員
㉑	県	永野川	上永野	石倉橋			第13分団員 県職員

※番号②、⑤、⑩、⑪については、県の水位観測装置が設置され、県のホームページで情報提供されている。

※番号①、⑥、⑦、⑨、⑫、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑については、県管理危機管理型水位計が設置され、(財)河川情報センターホームページ「川の水位情報」で情報提供されている。

第7節 搜索活動編

行方不明者の搜索活動は、長時間かつ場合によっては山間部での活動が予測される。団本部員及び正副分団長は団員の安全管理を徹底し、消防本部や警察と連携した活動をする。

1 活動と安全管理

- (1) 簡易無線機等を活用し連絡体制の確保に努めること。 
- (2) 決して単独行動はせず、複数名で活動すること。
- (3) 常備消防及び警察等と連携し活動すること。
- (4) 草むらなどでは、とび口等を活用し検索にあたること。
- (5) 傾斜地や転落危険のある場所では、ロープ等による身体確保を行うこと。
- (6) 水分補給を定期的に取り、場合によっては飲料水を携行すること。
- (7) 支援団員はアポロキャップを着用と、団本部保有のベスト等(赤)を着用すること。
- (8) 行方不明者を発見した場合は、身元の確認をするとともに、現場本部に連絡を入れること。
発見時の時間、場所などを記録すること。
- (9) 行方不明者が発見時に死亡している場合は、現場保存に徹すること。

第8節 震災編

大規模な地震発生時は、同時多発的に火災、人命救助の事案が広範囲に発生する恐れがある。消防団員は自己及び家族の安全を最優先とし、活動可能な場合は参集出動するとともに、人命に関わる救助事案、火災事案を優先して対応すること。

1 活動内容

- (1) 団本部員は消防本部に参集し被害状況、活動状況の把握に努めるとともに、消防本部と協力し消防団の統括指揮を行うこと。
- (2) 団本部は保有する救助資機材を、積極的に災害現場に投入すること。 
- (3) 火災対応時は水道管の破損等を考慮し、水利確保は自然水利、防火水槽の活用を考慮すること。
- (4) 病院、老人ホーム、保育園、小学校など災害弱者が多数在籍する施設が管轄する地域にある場合は、優先して救助、避難誘導にあたること。
- (5) 人命に関わる事案を優先とし複数名で対応すること。消防団のみでの活動が困難な場合は早期に団本部へ報告すること。
- (6) 活動状況の記録を可能な範囲で記録し、救助人員や救出時間、活動内容等をメモすること。
- (7) 被害状況等の記録には積極的にカメラを活用すること。
- (8) 避難誘導の際は自力避難困難者を優先し、必要に応じ消防団車両を活用すること。
- (9) 携帯電話は不通になる可能性が高いため、隊編成時は簡易無線を保有する者を含めること。
- (10) 必要に応じ車載マイクで避難所、避難経路などの広報活動を行うこと。
- (11) いかなる場合も、自身と自隊の安全確保を最優先し活動すること。 

2 安全管理

大規模地震発生時は、下記の点に留意し活動すること。

(1) 余震による危険

大規模地震後は余震が発生する。これに伴う建造物の崩落、倒壊、落下には十分注意し、むやみな進入や接近を控えること。必要な場合は警戒テープ等で注意喚起を周知させること。

(2) 建物倒壊等による危険

大きな揺れを受けた建物等は、倒壊の可能性が著しく高くなるため、むやみな進入や接近を控えること。必要な場合は警戒テープ等で注意喚起を周知させること。

(3) 地割れ等による危険

地震により道路状況が悪化している場合がある。走行速度を落とし急な道路状況に対応できるようにすること。

(4) ガス漏えいの危険

地震によるガス管の破損、家庭内でのガス漏えいにより、引火爆発の危険が極めて高くなる。異臭等を感じたらすぐさま退避し警戒筒先の設定を行うこと。また拡声装置による付近への広報を実施すること。

ここがポイント!

(5) 感電の危険

電柱等の倒壊による電線の切断、家庭用ソーラーパネルや家庭用燃料電池などからの漏電に注意し、放水及び接近は控えること。

(6) 市民感情

同時多発的な救助事案が発生した場合、消防団員では対応できない災害現場に遭遇する場合がある。過去の震災発生時でも対応困難な事案において、市民の罵声や暴力が消防団員へ向けられた。

消防団員は冷静な判断のもと、救える事案に最善を尽くすこと。また、このような事が起きることを覚悟し活動にあたること。



附則

平成28年	9月	作成
平成30年	4月	一部改訂
令和2年	4月	一部改訂
令和5年	4月	一部改訂
令和6年	4月	一部改訂



編 集

鹿沼市消防本部 消防総務課

鹿沼市上殿町 520-1

TEL 0289-63-1153 FAX 0289-63-5520